

鈴鹿西プロバスケットボール会則

1.名称

本クラブは、「鈴鹿西プロバスケットボール」と称し、英語での呼称を "THE PROBUS CLUB OF SUZUKA WEST"とする。

2.地域

本クラブの地域は、三重県鈴鹿市及びその近隣地域とする。

3.事務所

本クラブの事務所は、三重県鈴鹿市飯野寺家町816番地 鈴鹿商工会議所ビル3階 鈴鹿西ロータリークラブ事務所内に置く。

4.目的

- (1)会員の交流と親睦を育む。
- (2)会員の知的好奇心を充たす。
- (3)会員の知見と経験を生かして、地域社会に貢献する。

5.クラブの原則

- (1)会員の出会いを尊重し、意欲を持って活動に取り組む。
- (2)政治、信条、営利、募金などは、会員の個人に帰属するものであって、クラブとしての活動は行わないものとする。
- (3)会員の構成は、出身母体の偏重を避け、衡平を図るものとする。

6.会員資格

- (1)専門職業に従事していた人。
- (2)企業及び団体の役員ならびに管理職にいた人。
- (3)行政管理職または他の権限にある職にいた人。
- (4)原則として60歳(女性は55歳)以上であること。
- (5)前各号に準じ、理事会で承認を得た人。

7.会費

- (1)入会に際し、入会金として1万円。
- (2)年会費は2万4千円とする。ただし、各半期分を前納するものとする。
- (3)会費は、通常例会の食費、会場費、通信費などの諸経費に当てるものとする。
- (4)退会に際し納入分は返戻しない。

8.例会

- (1)通常例会として、毎月第3木曜日午後0時半より2時間とするも、必要に応じて開催日時を変更することができる。
- (2)通常例会日が祝日の場合には、翌週の同時刻を原則とする。
- (3)通常例会の構成は、業務連絡、テーブル・スピーチ、懇談及び会食などとする。
- (4)クラブの対外活動として訪問活動、社会活動及び他団体に協賛する活動を行う。
- (5)出席は、会員の意思であり強制はしない。

9.理事・役員を選出

- (1)「役員推薦委員会」を組織し、理事・役員を推薦し理事会を経て総会で選任する。
- (2)役員推薦委員会は直前会長及び幹事と、現理事をもって構成する。
- (3)役員推薦委員会の招集者及び議長は会長とする。
- (4)役員推薦委員会は当該年度理事、役員を就任1期前の3月理事会までに推挙する。

10. 理事・役員と職務

- (1) 総会において理事9名と監査人1名を選任し、選任された理事の中から会長、副会長、幹事、副幹事、および会計の各1名を互選する。但し理事の任期は、3年を限度とする。
- (2) 会長は、本クラブを代表し、幹事は運営事務を管理する。
- (3) 会長、幹事不在の場合には、副会長、副幹事がそれぞれ業務を代行する。
- (4) 役員の任期は1年とし、欠員で補充される者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 役員は、再任を妨げないが、原則として会長の再任は行わないものとする。
- (6) 直前会長は理事に就任する、直前会長の理事就任が無理な場合は直前幹事が就任する。

11. 理事会

- (1) 前10.に記載する理事を以って理事会を構成する。
- (2) 理事会は、理事6名以上を以って成立し、議決には出席者の半数以上の同意を必要とする。
- (3) 理事会の招集者及び議長は会長とする。
- (4) 理事会は年度計画を作成し、総会に提起する。
- (5) 本会則に定めのない事項は、理事会で付議し決定する。
- (6) 理事会の結果は、例会で幹事が報告し会報に記載する。

12. 委員会

本会に次の委員会を設ける。

- (1) 親睦委員会
- (2) カルチャー委員会
- (3) 地域交流委員会

13. 総会

- (1) 本クラブは、毎年7月に定時総会を開催する。
- (2) 必要に応じて、臨時総会を開催する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席により成立し、出席者の2/3以上の議決を必要とする。
- (4) 本会則の変更は、総会における議決を必要とする。

14. 入会及び退会

- (1) 入会は、会員の推薦を必要とし、理事会で承認を得た者とする。
- (2) 退会は会員の自由である。

(3)会費納付がされない場合は退会したものと見なす。

(4)会員が本人の止をえない状況で、長期に亘って例会に出席出来ない時は、理事会の承認を得て休会することができる。

15.慶弔

会員の慶弔に関する取り決めは下記の通りとする。

(1)慶事については、その都度理事会を開催して取り決めを行う事とする。

(2)会員又は配者が不幸にして逝去された場合は、速やかに弔電と下記に示す弔意を表明する事とする。 生花一基

16.解散

本クラブを解散しようとする時は、会員2/3以上の賛同を必要とする。

17.会計年度

本クラブの会計年度は、7月1日より翌年6月30日までとする。

18.付則

本会則は、2000年10月28日より施行する。

改正、2002年7月18日改正適用する。 改正、2004年1月15日改正適用する。

改正、2005年7月1日改正適用する。 改正、2010年8月19日改正適用する。